



秋田県公報

| 目次 | ページ |
|----|-----|
|----|-----|

| | |
|------------------------------|---|
| 告示 | |
| 生活保護法による介護機関の指定(一・福祉政策課) | 1 |
| 地域森林計画の樹立(二・森林環境対策室) | 1 |
| 地域森林計画の変更(三・四・森林環境対策室) | 1 |
| 開発行為に関する工事の完了(五・北秋田地域振興局建設部) | 2 |
| 開発行為に関する工事の完了(六・平鹿地域振興局建設部) | 2 |

| | |
|------------------------------|---|
| 開発行為に関する工事の完了(七・雄勝地域振興局建設部) | 2 |
| 告示 | |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課) | 2 |
| 県管土地改良事業の換地計画の決定(由利地域振興局農林部) | 3 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件 | 3 |
| 教育委員会告示 | |
| 教育委員会会議の開催(一) | 5 |

告 示

秋田県告示第一号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十七年一月四日

秋田県知事 寺田典城

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------|--------------------------|--------------------|---------|------------|
| 加藤医院 | 医療法人加藤医院 理事長 | 由利郡仁賀保町平沢字上町八十五番地三 | 訪問看護 | 平成十二年四月一日 |
| デイサービスさんぼみち | 有限会社グループホー ムさんぼみち 取締役 | 仙北郡角館町岩瀬字岩瀬三十一番地 | 通所介護 | 平成十六年七月十五日 |

秋田県告示第二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、雄物川地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年一月四日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、農林水産部森林環境対策室及び各地域振興局森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、米代川地

域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成十七年一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

「次のとおり」は省略し、農林水産部森林環境対策室及び各地域振興局森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、子吉川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成十七年一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

「次のとおり」は省略し、農林水産部森林環境対策室及び各地域振興局森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年十月七日付け指令北建 千九百四十六で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大館市 中道二丁目一番三十五号

有限会社 あかね不動産 代表取締役 田 口 辰 美

二 開発区域に含まれる地域の名称
大館市 有浦一丁目四十五番一、四十六番、四十七番及び四十八番一

秋田県告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年七月七日付け指令平建 九百八十五 一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟県新潟市米山四丁目一番一十八号

株式会社 コメリ 代表取締役会長 捧 賢 一

二 開発区域に含まれる地域の名称
平鹿郡平鹿町浅舞字福田三百十四番、三百十五番一、三百十六番一

秋田県告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年十月七日付け指令雄建 五 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都足立区新田一丁目十六番七号

アダマンド工業 株式会社
代表取締役 鈴 木 敏 夫

二 開発区域に含まれる地域の名称
湯沢市字福島尻一番一、一番二、一番三、十七番、三十九番一及び湯沢市山田字福島尻三百八十八番一

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十七年一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日
平成十六年十二月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田県公的土地評価支援機構

三 代表者の氏名
白 沢 啓

四 主たる事務所の所在地
秋田市八橋新川向十番十五号

五 定款に記載された目的
この法人は、自治体の固定資産税関連評価ならびに公共団体の用地等各種買取および財産処分、管理等に関して、公正で的確な土地価格評定の支援を行い、適正な

土地等の評価を実現することにより、快適で住みやすいまちづくりを推進し、県民と自治体および各種公共団体等との相互信頼を醸成し豊かで明るい地域社会を形成して、公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(上野新田地区担い手育成基盤整備事業)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年一月五日から同年二月二日まで
- 三 縦覧場所 本荘市役所

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品の名称及び数量
陸上競技運営情報処理システム 一式
 - (二) 購入物品の様式等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十七年三月三十日(水)
 - (四) 納入場所
秋田県立中央公園 県営陸上競技場
 - (五) 今後調達予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
パーソナルコンピュータ 一式 平成十七年一月ころ
 - (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十六年七月十六日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
 - (一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (2)(1) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) (一)の資格に係る申請

(2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十七年一月二十一日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月四日(火)から同月二十七日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年二月四日(金) 午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased: Track and Field Meet Management System

2 Time-limit of tender: 11:00 A.M. 4 February, 2005

3 Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月三十日(水)

(四) 納入場所

秋田県立大館国際情報学院

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

電子計算組織 一式 平成十七年一月ころ

(六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十六年七月十六日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) (一)の資格に係る申請

(一)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十七年一月二十一日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月四日(火)から同月二十七日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年二月四日(金)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (六)(五) 契約書作成の要否 要
提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出するものとする。
- (七) その他
詳細は、入札説明書による。
- 七 概要
- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computing Equipment
- 2 Time-limit of tender : 11:20 A.M. 4 February, 2005
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第一号
次のとおり教育委員会会議を開催する。
平成十七年一月四日

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

- 一 日時 平成十七年一月六日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
- (二)(一) 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案
- その他

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄